

9 地方創生の推進・京都経済の活性化のための制度改革，及び未来の活力あるまちづくりの推進等

「地方拠点強化税制」については、根拠法の附則等に「施行後3年以内に再検討」と明記され、平成30年はその3年目となります。これについては、東京一極集中の是正、京都経済の活性化のため、実態を反映した優遇地域の対象拡大が課題であり、再検討に当たり、改めて見直しを求めます。

また、未来の京都・近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討が必要であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

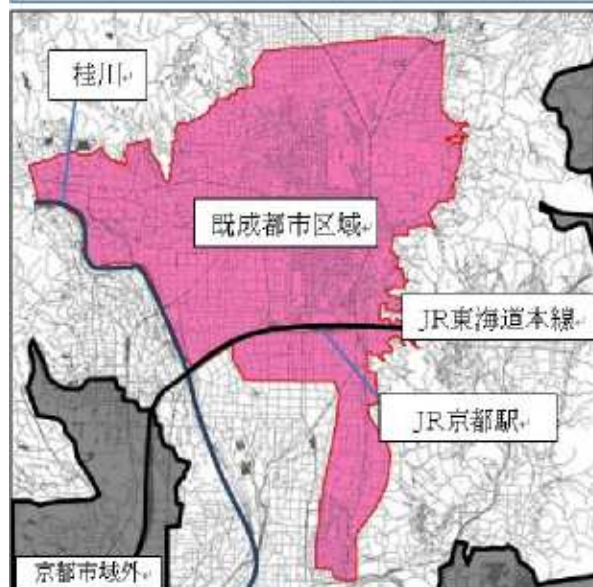
市・府共同提案 (1)

- (1) 東京一極集中是正に向けた企業移転を促進するための「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大
- (2) 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する，
京都刑務所（山科区，敷地10万7千 m^2 ，地下鉄柳辻駅徒歩5分）
京都拘置所（伏見区，敷地2万7千 m^2 ，地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
京都運輸支局（伏見区，敷地2万 m^2 ，地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など，国有地の有効活用の検討

「地方拠点強化税制」の優遇対象拡大

現状・課題

- 地方創生の目的は、「人口減少の歯止め」・「東京一極集中の是正」であり、「地方拠点強化税制」では、**三大都市圏の既成都市区域（本市の市街地のほぼ全域）が税優遇の対象外**
- 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映（全政令市における京都市の人口順位：昭和35年4位 → 平成27年8位）**
- 本市が税優遇の対象外であるため、企業の減少傾向に歯止めがかからず、今後の京都のまちづくりはもとより、周辺市町村、ひいては国の取組に大きな支障となるおそれ
- 根拠法である地域再生法（平成27年8月10日改正法施行）の附則に「**施行後3年以内に再検討**」と明記
- 税優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（㈱島津製作所、三菱自動車工業㈱、ローマ㈱等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、一方で、法施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。



市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制の税優遇を受けることができない**

京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しが必要

国有地の有効活用の検討

京都刑務所（現在地への設置から90年が経過）

- ① 施設の設置当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、更に山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- ② 地下鉄東西線（平成9年）、京都高速道路（平成23年）の開通により、利便性が格段に向上。

※地下鉄山科駅徒歩5分



京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）

- ① 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
- ② 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）、京都高速道路の開通（平成23年）により、利便性が格段に向上。

※近鉄上鳥羽口駅徒歩5分、地下鉄くいな橋駅徒歩5分



将来の京都・近畿の発展、我が国の地方創生を推進するため、これらの国有地の施設移転をはじめとした有効活用の検討を！